

木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト規約

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）とする。

(目 的)

第 2 条 プロジェクトは、木曽三川下流部において、高潮や洪水氾濫による大規模水害から犠牲者ゼロの実現地域や住民が命を守るために主体的に行動することで円滑な広域避難の実施につなげ被害最小化を目指すことを目的とする。

(組 織)

第 3 条 プロジェクトは、別表-1に掲げる者をもって構成する。
3 プロジェクトはアドバイザーとして学識経験者を 1 名以上置く
4 プロジェクトの運営、進行及び招集はプロジェクトの構成員が行う。
5 構成員は必要に応じて臨時にプロジェクト構成機関の者以外をオブザーバーとしてプロジェクトに招聘することができる。

(幹 事 会)

第 4 条 プロジェクトの円滑な運営を行うため、プロジェクトに幹事会を置く。
2 幹事会は、別表-2に掲げる者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 構成員は必要に応じて臨時にプロジェクト構成機関の者以外をオブザーバーとして幹事会に招聘することができる。

(ワーキング)

第 5 条 具体的施策の企画立案等を行うため幹事会にワーキングを置く
2 ワーキングはプロジェクト構成機関の実務担当者をもって構成する。
3 ワーキングの運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 構成員は必要に応じて臨時にプロジェクト構成機関の者以外をオブザーバーとしてワーキングに招聘することができる

(プロジェクトの実施事項)

第 6 条 プロジェクトにおいて実施する事項は、広域避難誘導の実現に向けた取り組みの検討、実施に関するものとする。

(事 務 局)

第 7 条 プロジェクトの事務局を中部地方整備局木曽川下流河川事務所調査課流域治水課に置く。なお、プロジェクトの運営は市町村の協力を得て行うものとする。

(雑 則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、プロジェクトの議事の手続きその他運営

（附 則）
に関し必要な事項については、プロジェクトで定めるものとする
本規約は令和４年１月２７日から実施する。
本規約は令和８年１月１７日から実施する。

別表-1 木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト構成員

関 係 機 関 名	役 職
海津市	市 長
愛西市	市 長
津島市	市 長
弥富市	市 長
蟹江町	町 長
飛島村	村 長
桑名市	市 長
木曽岬町	町 長
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所	事務所長

【アドバイザー】

東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 特任教授	片田 敏孝
東京大学生産技術研究所 教授	加藤 孝明

【オブザーバー】

関 係 機 関 名	役 職
名古屋地方気象台	次長
岐阜地方気象台	台長
津地方気象台	台長
愛知県 海部県民事務所	所長
岐阜県 西濃県事務所	所長
三重県 桑名地域防災総合事務所	所長

関 係 機 関 名	役 職
三重県警察 桑名警察署	署長
三井不動産商業マネジメント（株） 三井アウトレットパーク ジャズドリーム長島	
中部地方整備局 河川部	河川部長

別表-2 木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト幹事会構成員

関 係 機 関 名	役 職
海津市 総務部総務課総務企画部	総務課長 防災危機管理室長
愛西市 企画政策部	危機管理課長
津島市 市長公室総合政策部	危機管理課長
弥富市 総務部	防災課長
蟹江町 総務部	安心安全課長
飛島村 総務部	総務課長
桑名市 市長直轄組織	防災・危機管理課長
木曽岬町	危機管理課長
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所	副所長(調査)

【アドバイザー】

東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 特任教授	片田 敏孝
東京大学生産技術研究所 教授	加藤 孝明

【オブザーバー】

関 係 機 関 名	役 職
名古屋地方気象台	広域防災管理官
岐阜地方気象台	防災管理官
津地方気象台	防災管理官
愛知県 海部県民事務所	県民防災安全課長
岐阜県 西濃県事務所	振興防災課長
三重県 桑名地域防災総合事務所	県民防災課長

関 係 機 関 名	役 職
三重県警察 桑名警察署	警備課長
三井不動産商業マネジメント（株） 三井アウトレットパーク ジャズドリーム長島	
中部地方整備局 河川部	水災害対策センター長